

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

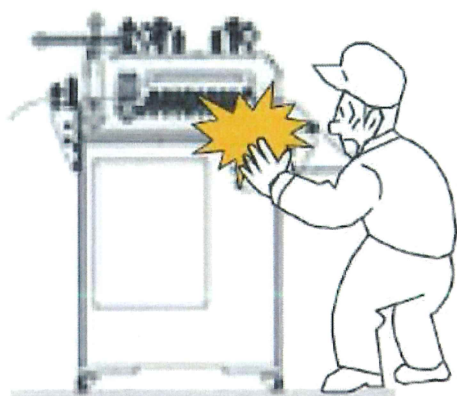
災害発生情報 No.157

令和7年10月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業 種	一般飲食店	経験年数	14 年	年 齢	50歳代
発生年月	令和7年8月		発生時刻	12時台	
発生状況	調理作業中、大きな冷蔵庫の扉を左手で開けながらコールドテーブル（天板が作業台として使用できる業務用冷蔵（冷凍）庫）に右手をついたところ、コールドテーブルのコンセント部分に水が掛かって漏電していたため、右手にしびれを感じたほか、喉の違和感、胸の息苦しさを感じた。				
負傷の程度／部位	感電／複合部位		休業見込期間 若しくは死亡	5日	



（図はイメージ）

1 原因

配線器具であるコンセント部に水が掛かる状態であったこと。

2 対策

設備の周辺状況が不明ですが、電気配線に関する一般的な留意事項としては、電気工事業者によって

- ・ 接地工事（アース工事）を行うこと
- ・ 漏電遮断器を取り付けること

があるほか、専用コンセントを使用し、延長コードの使用やタコ足配線をしないことが考えられます。

また、劣化したコードは取り換えや補修をしてください。

（参考）労働安全衛生規則（配線等の絶縁被覆）

第336条 事業者は、労働者が作業中又は通行の際に接触し、又は接触するおそれのある配線で、絶縁被覆を有するもの（第36条第4号の業務において電気取扱者のみが接触し、又は接触するおそれがあるものを除く。）又は移動電線については、絶縁被覆が損傷し、又は老化していることにより、感電の危険が生ずることを防止する措置を講じなければならない。

※他にも、例えば第337条において「移動電線等の被覆又は外装」についての定めがあります。

◆安全衛生の窓◆

「①化学物質管理者」と「②保護具着用管理責任者」の選任はされていますでしょうか。
リスクアセスメント対象物の「製造」事業場においては専門的講習の修了者を①として、「製造」以外の取扱い・譲渡提供する事業場においては資格要件はございませんが、①を選任する必要があります。選任は、業種や規模に関わりなく必要です。

①の職務にはラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理等があり、実施したリスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では②を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられています。

「新たな化学物質規制が導入されます」（二次元コード参照）→

